

121 明治14年7月23日 菊池長閑宛

明十四七月廿三日東京より

政國の人と為を追々夫となしに見たるか今日迄の處にてハ如何
にも正直なる質にて決して悪い了見なく寧ろ人か好過る方なり
其代り氣の利ぬ事ハ成程明に見ゆれ共人の噂程とも思はれす為
へき事をせぬ折も度々あれ共懶怠より來にてもなく又我僕より
來るにてもなし只氣の廻らぬから事と見ゆ又夫々物事を任せ
ても頗ても能信切にして呉扱方にも別段云分なし物品に依てハ
私如きぬつべらばふの及ぬ遣方ありそは今迄の御教示に依て仕
馴たる物品ならんと思はれ私迄も難有存す又物を云聞しても能
分るハ思の外なる事度々あり只何分にも内刃な性にて自分の思
事半分も云ぬ癖あり人を窮窟かる癖もあり此は約な性に基くと
ハ云へ一つにハ自分を不足者と思ふ心あるより自然云度事も六
に申出兼書生や兵隊杯より外ハ付合たる事なく付合が狭い故自
然人にも懊する事と推量される其証拠ハ照井や金吾杯とハ小理
窟を云合たり串戯談も懇々と遺居なり斯と察するより人に窮窟
かられる様な私ならぬ共務て窮窟に思はれぬ様に付合居り波やら
ゐちやらと一所に詰りた嘶も誥らぬ話もすれハ相応に理窟も

云串戯も申し時々ハ波に添慮らしき事を云を聞は案外当然の理を申なり何分今日迄の経験を以て申セハ人の咄に聞しより人分ハ好欵に思はる先私の考てハ彼を遣ふにハ何分窮窟かられぬ様に遣ふ人の方にて心配し咤らすに言葉を和らけ賢き人に一言云て分る事をも丁寧に教え諭すハ第一肝要なる廉なるへし彼の如き性質な人を叱り付たり叱られたと思はせたりする時ハ仮令自分に十分の云詫ありても云兼て其假引込て仕舞縮こそ縮め伸る瀬のなき様になるならん云兼て引込代り自分の腹の中にてハ矢張向の云條や仕打を尤たと思居らぬ故終頼まれた事をも思ふ様に扱はす云付られた事をも十分に仕遂もせぬは守もせぬ様になるならん鳥渡自分の思丈を云さえすれハ分るものを窮窟な人や叱た人や畏見(アヤシ)をした人杯にハ云切ぬハ實に情なき事ながら此も性とやらにて教たら直らぬ事も毛頭有間敷けれ共中々一二度云ふた迫容易にハ直るまい思ふ丈を云はすに居て跡にて人から問糺され又ハ問詰られた時は始めて真情を吐或ハ猶云兼て一時の遁辞を設るに依て重々人に付込まれ迷惑をする事彼の如き性質な人に追々ある事なれハ彼にも右の如き事あるならんと思はる此ハ決て恶心より起る事ならて一つハ内刃な性質に因り一つハ人力好過て氣の利ぬに基くするものならん私ハ云咎め杯ハセぬ積なれ共私に向て物云ふ時にハ恐るゝ始る様子を見ても大概右の次第を察せらる若し始めてもしたなら恐れ入て仕舞半分も云ぬのみか云ふ丈の事をも本統に云切れぬならん私も心を用い云度丈を云はする様にして咲セハ話の進むに随懊する氣も薄らぎ得調子か合ふ様になりて面白し右は私の経験丈を申上る

なり段々前に陳し如き所より先私丈ハ遣ひ様に因てハ隨分不合なからふかと存す去共私の眼か癖眼なるやも計られず是ハ一家を任せると任せぬとの境なれハ私も隨分大事に思ひ意を用て見た積なれ共只一人の了見なれハ間違も假あるへし妹にも承りたる所妹も私と同じ見込なる様なれハ少しは安心なものゝ兎角申上た上にて尊慮の程伺度心得且私も未だ曉と認めたるにも無之猶此上も闇と見極め彼の帰県迄に申上へしと存す御見捨被成たも同然なる人に付私が彼此異存らしき事を申上るハ甚快らぬ次第ながら私も彼の人分を見て了見を付ろと仰に隨ひ取留た了見ならぬ共先今日迄の所を取敢す申上置又賢慮あらせられハ何卒御腹藏なく仰聞を希ふもしや彼にても堪忍頃たとなりたらハおくのハ勿論御祖母様母君を始め家内一統安堵いたし私共に至る迄悦は敷事ならんと存す私に對して兎や角と御心配被下事ハ誠に難有さ身に余る次第なれ共決て其配慮にハ及不申仮令彼より悪き人を妹婿に御擇被下たれハ逆一点の恨を懷き申氣ハ私に於て更々無之もしや此後一家の浮沈にも係る事出来したる時ハ余事を抛棄自身の手に一家を引受及丈ハ力を尽し可申間其辺ハ決て御心配被下間敷平生は御覽の通なぬつべらぼふにハ有共真逆の時には政國杯の力を借らす共一家を治て御覽に入可申只政國ハ平時の益に立て呉れハ夫にて宜事と実ハ内心に思定居なり嘸尊慮も其所に在ならんと察す余事ハ後便に譲る

武夫

父君